

地方自治体における法曹有資格者の活動領域の拡大について（取りまとめ）

地方自治体における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する意見交換会
平成25年1月30日

第1 はじめに

司法制度改革においては、法曹有資格者が社会の様々な分野で幅広く活躍し、多様な機能を発揮することが求められており、企業や国際分野等のほか、国家公務員や地方公務員として法曹有資格者が活用されることが期待されている。

このような観点から、平成21年4月24日、法曹有資格者の公務員登用促進に関する協議会の取りまとめが行われたが、当時、法曹有資格者の国家公務員としての採用は徐々に進んでいたものの、地方公務員としての採用については、ごく一部の自治体にとどまっていた。その後、全国の地方自治体（平成25年1月1日現在で1,789団体）における法曹有資格者の常勤職員としての採用は、少しずつ増えてはいるものの、日弁連が把握する限り、平成25年1月30日現在で、別紙2のとおり、25団体40名（一部事務組合1団体1名を含む）と必ずしも多いとはいえない。

法曹養成制度検討会議においては、地方自治体において法曹有資格者を活用する必要性は認められるものの、克服すべき課題も多く、具体的な問題点の検討が必要とされた。そこで、地方自治体における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する意見交換会を開催し、地方自治体における法曹有資格者の採用状況に関する実情を把握した上、課題を整理し、課題を克服するための方策を検討することとしたものである（本意見交換会の出席者等は、別紙1のとおり。）。

第2 地方自治体における法曹有資格者の採用状況に関する実情の把握

地方自治体に勤務する法曹有資格者及び地方自治体関係者（法曹有資格者の所属部署や人事部門の管理職）等からのヒアリング等により把握した状況は、別紙3のとおりである。

第3 課題の整理

第2のとおり把握した実情等を基に、今後の課題及びそれを克服する方策等について、ヒアリングを実施した地方自治体等関係者の意見を中心に、以下のとおり整理した。

1 地方自治体における法曹有資格者の必要性・有用性について

(1) 必要あるいは有用とする意見

ア 地方自治体において法曹有資格者が必要であるとする意見として、以下のようないふものがあつた。

- ・ 地方自治体を取り巻く環境は、情報公開制度の浸透、平成12年の地方分権改革、司法制度改革という3つの改革の進展により大きく変化している。まず、情報公開制度の浸透により、基本的に地方自治体の保有する情報は公

開されることとなった。また、地方分権改革により、地方自治体が自律的に行政運営を行う自由度が拡大する反面、権限執行についての責任は増大することとなった。さらに、司法制度改革により、行政訴訟がより利用しやすくなるなどの変化に伴い、地方自治体の業務に法的な専門知識や能力が要求される場面が増加しており、法曹有資格者の活用の必要性が高まっている。

- ・ 地方分権改革により、既存の法令との整合性を図ることを重視していた従来型の法務ではなく、地域の実情に応じた独自の政策・条例の制定の検討や、公共的課題の解決に当たり、法的な観点からの妥当性や法令適合性を検証し、法を能動的に活用していくいわゆる政策法務への転換が必要となり、そのための新たな組織体制の構築と高い法務能力を備えた人材の確保・育成が急務となっている。
- ・ 情報公開制度の浸透や住民の権利意識の変化等に伴い、自治体の各局部課等の業務において、法的な対応が必要となる場面が増えており、職員が法的な問題について、相談できる専門家が必要であるところ、外部の顧問弁護士等だけでは、内部手続が煩瑣なこともあって、迅速性・簡便性に欠ける場合もある。法曹有資格者が職員として自治体内に存在し、職員からの法律相談に応じることにより、自治体の業務の迅速化・適正化を図り、リスク管理も行うとともに、自治体におけるコンプライアンスを支援し、適正な法による行政の実現を推進することができる。
- ・ 自治体内に法曹有資格者が存在することにより、形式的な手続で時間をかけることなく、様々な疑問について気軽に相談することができる。そのことにより、職員が自信をもった対応をすることができ、また、紛争の初期段階で問題を解決し、紛争を予防することにつながり、効率的・効果的な行政を推進することが期待できる。
- ・ 地方自治体が当事者となる訴訟について、迅速・機動的かつ効率的に対応するには、従来のように顧問弁護士に依頼するだけではなく、一定の経験を有する法曹有資格者が職員となって訴訟に対応し、顧問弁護士に相談する前段階の検討を行い、あるいは、軽微な訴訟等については職員だけで対応できる体制作りをすることが適切である。
- ・ 学校現場での事故等に係る訴訟案件の増加や、生徒・保護者のニーズの多様化に伴い、法的な対応を要する課題が増えており、学校教育を支援する部署に法曹有資格者を配置して、法的な支援を迅速かつ適正に行う必要がある。
- ・ 児童相談所において、児童虐待対応を行う部署においては、児童虐待の通告を受けて、立入り調査や職権保護等を行うに当たり、その法的判断を迅速かつ的確に行うとともに、児童の保護者に対する法的説明を適切に行うことが重要であるところ、法曹有資格者が常駐して職員の相談等に対応することにより、職員が法的判断に自信を持つことができ、適正かつ円滑な業務の遂行が期待できる。また、児童の保護者に対する法的説明に弁護士が同席することで冷静な対応が期待できる。
- ・ 行政の効率化策等により限られた人員の中でより効率的・効果的な行政サ

ービスの実現を可能にしたり，対外的交渉や高度な法的判断を行うなどの専門的能力の発揮が期待できる。

イ 地方自治体内職員として勤務することの法曹有資格者にとっての意義については，以下のような意見があった。

- ・ 地方自治体の業務という公共的，公益的な業務に関わることができ，仕事にやりがいを感じることができる。
- ・ 地方自治体の業務は幅広く，その全てに関わることは，弁護士としてのスキルアップにつながる。
- ・ 行政に関する知識・経験を得ることができ，任期終了後は，行政に詳しい弁護士として，活動していくことが期待できる。
- ・ 給料よりも職種の希望や仕事のやりがいを求める弁護士にとって，魅力的な職場である。

(2) その他，以下のような意見が述べられた。

ア 自治体は，憲法上国とは別個の独立した団体とされており，自己の事務を自己の機関により自己の責任において処理するものとされている。職員の採用はその最たるものであり，各自治体が独自に判断すべきものである。

イ 自治体には，様々な団体が含まれており，その担うべき役割も直面する課題も様々であるため，一律な議論にはなじまない。

2 今後の課題

上記のとおり，地方自治体において法曹有資格者が活動する必要性・有用性は認められるとの意見が多く述べられたものの，今後活動領域を拡大していくために克服すべき課題も多く認められた。

(1) 法曹有資格者側の課題

ア 地方自治体内で働くことに対する法曹有資格者の意識・認識

- ・ 法曹養成課程において，法曹有資格者が地方自治体内で働くというキャリアプランがあり得るということが必ずしも浸透しておらず，また，地方自治体内で働いた経験のある法曹有資格者が少ないため，実際に地方自治体の職員として法曹有資格者が活躍するイメージを具体的に持つことができない。

イ 地方自治体内で勤務するために必要とされる能力について

- ・ 法科大学院では，行政法が必修とされているものの，地方自治法までは教えていないところが多く，地方自治法に関する知識は十分でないことが多い。業務内容によっては行政法・地方自治法等の十分な理解がなければ即戦力としては採用できない場合がある。
- ・ 自治体の事務事業を遂行するに当たっては，公益性・公共性を図ることが常に求められており，公務に対する理解が不可欠である。また，法曹有資格者だからといって有しているとは限らないバランス感覚，様々な事態に柔軟に対応できる能力が求められる。
- ・ 資格のない職員であっても，自治体内で経験を積むことにより，法曹有資格者と同様に訴訟業務を行うことができる者もいる中で，法曹有資格者としての必要性・有用性をいかに自治体側に示していくかを考える必要がある。

- ・ 自治体に採用されるに当たり、知識や経験がないと不安であり、顧問弁護士との連携関係の構築あるいは行政関係に詳しい先輩弁護士による相談体制等の仕組みの確立が必要。

ウ キャリアパス

- ・ 任期付職員となる場合、法律事務所を辞めて就職しなければならず、任期終了後の弁護士業務に対する不安がかなり大きく、続々と弁護士が増えている中で任期終了後に仕事があるのか、また、独立する場合は、独立できるのかなどの不安があるため、踏み込めない人も多いのではないかと。
- ・ 任期付職員として地方自治体内で働いた後、それをどのように具体的に活かすことができるのかというイメージやモデルが確立されておらず、将来の展望を持ちにくい。

エ その他

- ・ 任期付職員として勤務している間も弁護士登録を維持する場合、任期付職員には、弁護士会費や弁護士会における公益活動が負担となっている。現状では、弁護士会費を各弁護士が個人で負担するほかなく、公務員としての職務専念義務があることから、国選弁護等の活動は基本的には認められにくい。

(2) 採用側の課題

ア 前例が少ない中で、法曹有資格者を採用することのメリットが具体的に分からず、人員削減が求められる中で、あえて採用するまでの必要性・有用性が実感できない。

イ 自治体によっては、法曹有資格者を採用する必要性・有用性を理解するに至っていない場合もあるが、それは理解できても、財政状況が厳しい中で、定員増で配置を行う場合、その必要性・有用性や効果を数字で表すことが困難であり、組織の理解を得にくいという問題もある。

ウ 自治体職員の中には、資格がなくとも経験を積んで法曹有資格者と同様に訴訟業務を行うことができる者もいる中で、法曹有資格者の必要性・有用性をどのように見出していくかという検討が必要となる。

(3) その他、相互理解、連携の不足、ミスマッチの問題

ア 弁護士という職は自治体職員から見ると距離感があり、組織内に弁護士が入ることに不安がある。

イ 法曹有資格者が自治体に採用される例がまだ少なく、法曹有資格者にとっても自治体側にとっても、実際にどのような仕事をするのかが分かりにくい。

ウ 給与面を含む待遇について、自治体側でも法曹有資格者側でも情報が少なく、相互に理解が進んでいない。採用自治体から見ると、やはり弁護士は報酬が高いという誤解がある。弁護士の年収は減ってきており、また、給料よりも職種の希望や仕事のやりがいを求める弁護士もいるという実情が理解されていないのではないかと。

第4 課題を克服するための方策・取組

第3で挙げられた課題を克服するための方策・取組としては、以下のようなもの

が考えられる。

1 法曹有資格者側の課題を克服するための方策・取組

(1) 法科大学院教育の段階から、地方自治体に勤務することを一つのキャリアパスとして考えられるようにしていく必要がある。法科大学院において、地方自治体内で働く法曹有資格者を招いて話を聞く機会を設けたり、地方自治法等自治体法務に関する選択科目を増やすなどの取組を日弁連や単位弁護士会と連携しながら実施していくことや、地方自治体の理解を得てエクスターンシップを積極的に実施するなどの連携した取組が必要ではないか。

(2) 法科大学院での3年間又は2年間の間に、地方自治法や自治体行政の実務等について深く学ぶことは、実際上困難な場合も多いことから、法科大学院による継続教育の一環として、法曹有資格者を対象とした自治体法務等に関する講義や研修を行うことも積極的に行われるべきである。また、そこで研修を受けた法曹有資格者を地方自治体に送り出す役割を果たすことも期待される。

例えば、岡山大学法科大学院では、法科大学院内に設置された法律事務所に新人弁護士を雇い入れ、オンザジョブトレーニングを行うのと併行して、継続教育を行う弁護士研修センターを設けて、組織内弁護士としての必要な知識等に関する講義を実施することにより、組織内弁護士となる者を養成し、企業や自治体、病院等へ派遣することを目指している。このような取組を、法科大学院が、その地域周辺の自治体や企業・弁護士会等と密接に連携しながら進めて行き、併せて相互理解を促進していく必要があると思われる。

(3) 弁護士会においても、弁護士が地方自治体内で働くために必要な知識を身につけるための研修等を積極的に行っていく必要があるのではないか。その際、(2)の各法科大学院による取組との連携も積極的に図るべきである。

(4) 任期付職員に弁護士登録を認める自治体で、弁護士登録を維持して勤務する弁護士については、弁護士会費の問題や各弁護士会において求められている国選弁護・当番弁護等についても、自治体の任期中は弁護士会費を減免したり、国選弁護・当番弁護等を免除するなどの柔軟な対応が検討されるべきである。

2 採用側の課題を克服するための方策・取組

(1) 法曹有資格者の有用性は理解できるものの、財政的に困難であるとする自治体が法曹有資格者の採用を進めるための方策として、①東日本大震災による被災自治体における職員採用に財政支援する制度における弁護士の採用例の効果を検証し、一般的な適用の可能性を検討する、②教育、児童虐待、生活保護、福祉など、分野を絞って弁護士を採用した場合に、関係各府省における既存の事業と連携していく可能性について検討することなどが考えられる。

(2) 1つの自治体では法曹有資格者を雇用するだけの財政的余裕がないなどの問題を克服するために、複数の自治体が共同で1人の法曹有資格者を採用する方法や、一部事務組合の活用なども検討されるべきである。

(3) 日本司法支援センター（法テラス）においては、常勤弁護士を地方自治体や社会福祉法人等に研修派遣しているところ、法曹有資格者を採用することの具体的な意義が理解できない、実感できないとする自治体において、法テラス常勤弁護士

の研修派遣制度を利用することによって、実際に法曹有資格者がどのような点で有用かを理解し、その後の採用につながることを期待される。

- (4) 現状では、主に訟務や法律相談等を中心とした分野において即戦力として活用すべく、弁護士としての実務経験のある者を任期付職員として採用することが多いが、法曹有資格者の採用が拡大し、その活動領域の充実が図られていけば、任期の定めのない常勤職員として採用された実務経験のない法曹有資格者が自治体内部で育成され、活躍することも可能となっていくのではないか。
- (5) 法科大学院ないし司法試験において、行政法が必修科目となっており、法曹有資格者が、一般的な法的素養に加えて、行政法に関する基本的素養をも備えていることについて自治体側に伝えていく必要がある。

3 相互理解、連携の不足、ミスマッチの問題を克服するための方策・取組

- (1) 日弁連や単位弁護士会等が地方自治体に対し、弁護士の有用性を理解してもらうため、積極的に情報発信を行っていく必要がある。
- (2) 給与を含む処遇面については、日弁連による任期付職員セミナーやひまわり求人ナビの活用などにより、地方自治体からの募集情報を弁護士や法科大学院生等に広く周知するとともに、弁護士等の側からも、処遇についての意見を自治体側に伝えていく必要があり、関係者の意見交換等の機会を持つなど、積極的な取組が必要である。その際、弁護士には収入よりも仕事のやりがいを求める者もあり、必ずしも給与面が大きな障壁になることはないということを自治体側に伝えていく必要がある。
- (3) 自治体内弁護士や自治体勤務を希望する弁護士の意見交換、情報交換の場を設ける。
- (4) 地方自治体による法科大学院生のエクスターンシップ受入れや、司法修習の選択型実務修習において、地方自治体の業務に関するプログラムを充実させることは、相互理解の促進にも有用と思われる。
- (5) 地方自治体の業務に詳しい弁護士の法律事務所において、所属する若手の弁護士に一定の経験を積ませ、知識を修得させた上で、地方自治体の任期付職員として送り出し、任期終了後は再度事務所に受け入れるという例もある。このような法律事務所が増えれば、地方自治体は自治体の業務について一定の知識や経験を持つ弁護士を継続的に任期付職員として採用することができ、弁護士は任期後の就職に不安を持たずに積極的に地方自治体での経験を積むことができるため、双方にメリットがあることから、日弁連においても、このような法律事務所の活動を支援していく方策を検討することが必要ではないか。

また、日弁連等において、このような新しい取組の事例を全国に発信していくことも重要である。

- (6) 地方自治体の職員、研究者及び弁護士が連携して研究会などを設け、協働して研究活動を行うことによって、地方自治体が抱えている課題を相互に理解し、信頼関係を築いていくことも考えられる。

4 その他

- (1) 専門職からラインへ

各自治体における法曹有資格者の採用の現状は、ほとんどが任期付であり、かつ法務の専門職としての採用であるが、将来的には、法曹有資格者が政策立案に積極的に関わるような部署において、ラインの長として活躍することも期待し得る。しかし、任期付職員で入った法曹有資格者がいきなりそのような職務をこなすことは困難であり、自治体内で一定の経験を積んだ後にラインの長等として勤務することを可能にするためには、最大で5年という任期は短いと思われる。そのため、任期の定めのない職員として採用するための検討が必要となってくるのではないか。

(2) 任期の定めのない職員としての採用

現在法曹有資格者を採用している自治体の多くは、任期付職員として採用しているが、上記諸課題を克服し、自治体に勤務する法曹有資格者が拡大していけば、今後は、法曹資格を持ちながら、任期の定めのない職員として、地方自治体内で勤務し、キャリアアップを図っていくという形態も考えられる。

任期の定めのない職員として採用するためには、例えば、一般の採用試験の中で法曹有資格者であることに着目した採用枠を設ける方法や、任期付職員として勤務し、任期終了後に、任期の定めのない職員として選考により採用するような方法、法科大学院修了後、地方自治体に勤務しながら司法試験を受験し、合格した者が、自治体に籍を置いたまま司法修習に行くことを認めることで復職を確保するなどの方法も考えられるが、一般の採用試験で採用する職員との公平性との関係や任期付職員制度等との関係で問題が残り、更なる検討が必要である。

第5 地域における弁護士の活動領域について

この意見交換会においては、地方自治体における法曹有資格者の活動領域を中心に検討を行ったが、関連する問題として、自治体業務と深い関わり合いを持つ福祉分野における法曹有資格者の活動についても、ヒアリング及び議論が行われた。

福祉分野においては、高齢者・障害者の抱える法的問題の解決や罪を犯した者の社会復帰の障害となり得る法的問題の解決など、様々な法的ニーズがあると考えられるが、必ずしも金銭的裏付けがないため、弁護士の関与が進んでいない。

この点について、法テラスの常勤弁護士が地方自治体の福祉部門や福祉関係機関・団体との連携を深め、上記のような法的ニーズがありながら一般の弁護士の手が届きにくい分野においても積極的に活動し得る存在であることに鑑み、司法過疎地域を始めとして幅広く積極的に活動していくことも有益である。そのため、法テラス・日弁連・弁護士会などの関係機関・団体の連携等により、常勤弁護士の質的量的態勢を十分に確保していくことが、法曹有資格者の活動領域の拡大につながるのではないかと考えられる。

また、福祉分野のみでなく、学校教育分野においても、学校だけでは解決が困難な問題に対する取組として、問題の予防や解決のための専門家チームの一員として、ソーシャルワーカー等の専門家とともに法曹有資格者が活動しているところ、このような専門家チームという形にとどまらず、教育委員会や学校内における更なる法曹有資格者の活動が期待される。

このように、地方自治体という組織だけに着目するのではなく、地方自治体、特に基礎自治体を中心とした地域における福祉や教育等、様々な分野において、法曹有資格者がその専門的知識や能力を発揮していくことが必要であり、更なる活動領域の拡大が期待される。

第6 今後の検討

地方自治体における法曹有資格者の活動領域拡大については、ようやく始まったところであり、今後、上記のような課題を克服するための方策・取組の実施状況等をフォローしつつ、関係機関・団体が連携して必要な情報を共有、分析し、これを発信していくことにより、地方自治体等の法曹有資格者の採用促進に結びつけることが望ましい。そのため、今後も、法務省を中心として、本意見交換会を継続的に開催することとする。

出席者等一覧

法科大学院協会

日本司法支援センター

日本弁護士連合会

総務省

法務省

文部科学省

東京都

町田市

(人事院)

清原 慶子 法曹養成制度検討会議委員

田島 良昭 法曹養成制度検討会議委員

宮脇 淳 法曹養成制度検討会議委員

地方公共団体における法曹有資格者の常勤職員※注①②

(2013年1月30日現在 日弁連調べ)

地方公共団体名	所属部署	人数(人)／ うち任期付き※注③	
東京都	総務局	7	2
	労働委員会事務局	2	2
	合計	9	4
特別区人事・厚生事務組合 (東京都23区)	法務部	3	1
町田市(東京都)	総務部法制課	1	1
神奈川県	政策局総合政策部政策法務課	1	1
	教育局支援教育部学校支援課	1	1
	合計	2	2
逗子市(神奈川県)	総務部	1	0
厚木市(神奈川県)	総務部文書法制課	1	1
千葉県	総務部政策法務課	1	1
流山市(千葉県)	総務部総務課政策法務室兼議会事務局	1	1
栃木市(栃木県)	総務部	1	1
松原市(大阪府)	総務部政策法務課	1	1
兵庫県	企画県民部管理局文書課	1	0
田原本町(奈良県)	総務部契約検査課	1	0
和歌山県	県土整備部都市住宅局都市政策課	1	0
和歌山市(和歌山県)	総務部総務課	1	1
明石市(兵庫県)	政策部	2	2
	総務部兼政策部	2	2
	総務部法務課兼総務課	1	1
	合計	5	5
名古屋市(愛知県)	緑政土木局農政課	1	0
名張市(三重県)	総務部兼市民部併任選挙管理事務局	1	1
多気町(三重県)	総務税務課	1	1
南伊勢町(三重県)	総務課	1	1
富山市(富山県)	企画管理部職員研修所兼債権管理対策室	1	1
岡山市(岡山県)	保健福祉局障害福祉課福祉係	1	0
福岡市(福岡県)	子ども未来局子ども総合相談センター子ども緊急支援課	1	1
古賀市(福岡県)	総務課政策法務係	1	1
岩手県	総務部法務学事課	1	1
宮城県	総務部私学文書課	1	1
総計		40	27

【注】※注①. 日弁連の地方公共団体へのアンケート・独自の聞き取り等による調査により得られた、任期付職員及び任期の定めのない職員の数

※注②. 内訳は、弁護士登録者(22名)、採用に伴う登録取消者(8名)及び司法修習終了後の未登録者(10名)である。

※注③. 人数覧の右側の数値は、任期付職員の数(内数)である。

地方公共団体における常勤職員の採用実績の推移※注①

(2013年1月30日現在 日弁連調べ)

年度	地方公共団体名・人数(人)	
2004	・東京都:2	2
2005		0
2006	・逗子市:1	1
2007	・東京都:2 ・兵庫県:1 ・岡山市:1	4
2008	・特別区人事・厚生事務組合:1 ・大阪市:1	2
2009	・東京都:2 ・名張市:1	3
2010	・東京都:2 ・特別区人事・厚生事務組合:2 ・町田市:1 ・神奈川県:2 ・河内長野市:1	8
2011	・東京都:2 ・流山市:1 ・名張市:1 ・松原市:1 ・名古屋市:1 ・福岡市:1 ・厚木市:1 ・栃木市:1 ・多気町:1 ・兵庫県:1 ・和歌山県:1 ・古賀市:1	13
2012 ※注②	・東京都:3 ・特別区人事・厚生事務組合:1 ・千葉県:1 ・明石市:5 ・田原本町:1 ・南伊勢町:1 ・富山市:1 ・和歌山市:1 ・岩手県:1 ・宮城県:1	16

【注】※注①. 各年度における採用人数で、任期付職員及び任期の定めのない職員の数である。

※注②. 2012年度は、2012年4月～2013年1月の採用実績である。

地方公共団体における法曹有資格者の今後の採用予定^{※注}

(2013年1月30日現在 日弁連調べ)

地方公共団体名	状 況
小松島市(徳島県)	2012年度中1名採用予定(任期付)
奈良市(奈良県)	2012年度中1名採用予定(任期付)
大阪狭山市(大阪府)	2013年4月1日1名採用予定(任期付)
阿南市(徳島県)	2013年4月1日1名採用予定(任期付)
南さつま市(鹿児島県)	2013年4月1日1名採用予定(任期付)
町田市(東京都)	2013年4月1日1名採用予定(任期付)
銚子市(千葉県)	2013年4月1日1名採用予定(任期付)
大阪市(大阪府)	2013年4月1日1名採用予定(任期付)
堺市(大阪府)	2013年4月1日1名採用予定(任期付)
福山市(広島県)	2013年4月1日1名採用予定(任期付)
鳥取県	2013年4月1日1名採用予定(任期付)
高槻市(大阪府)	2013年4月1日1名採用予定(任期付)
豊田市(愛知県)	2013年4月1日2名採用予定(任期付)
富谷町(宮城県)	2013年4月1日1名採用予定(任期付)
相馬市(福島県)	2013年4月1日1名採用予定(任期付)
国立市(東京都)	2013年4月1日1名採用予定(任期付)
山口県	2013年4月1日1名採用予定(任期付)
石巻市(岩手県)	2013年度中1名採用予定(任期付)
東松島市(宮城県)	2013年度中1名採用予定(任期付)

【注】※ ひまわり求人求職ナビ等による日弁連を通じての募集状況。

地方公共団体における法曹有資格者の任期付職員以外の採用情報^{※注}

(2013年1月30日現在 日弁連調べ)

地方公共団体名	状 況
池田市(大阪府)	2012年4月1日2名採用(任期付短時間勤務職員, 3年, 債権回収センターに配属)
国立市(東京都)	2012年4月1日1名採用(非常勤の嘱託員, 1年, 企画部収納課に配属)

【注】※ ひまわり求人求職ナビでの募集状況。

意見交換会におけるヒアリングの結果

自治体	採用実績	採用時の地位・処遇	今後の採用方針	法曹有資格者の経歴等	担当業務	今後のキャリアパス
A 【市区町村等】	平成22年4月～ 特定任期付職員1名採用 任期:2年 【要件】 ・司法修習終了 ・訴訟活動に関する実務 経験3年以上	特定任期付職員 法務担当課長 (給与)別紙3-2表1 の4号給	○現在の任期付職員の任期切れに伴い、平成25年度から新たに特定任期付職員を採用予定 ○現在の任期付職員は、任期満了後、法務専門員(非常勤)として任用予定	平成15年 司法試験合格 平成16年～ 司法修習生 平成17年10月 弁護士登録 平成22年4月～ 特定任期付職員(弁護士登録後5年目) ※弁護士登録あり	(1)訴訟対応 (2)法律相談 (3)不服申立に対する裁決等 (4)職員研修	○元の事務所に戻り、弁護士として活動 ○非常勤の法務専門員として、引き続き自治体業務にも携わる予定
B 【市区町村等】		一般職員(法務職) 法務部 主査		平成19年 法科大学院修了 同年9月 新司法試験合格 同年12月 自治体職員 平成21年11月 司法修習生 平成22年12月～現職 ※弁護士登録なし	(1)訴訟事務 (2)法律相談 (3)その他一般事務	できれば他の部署等も経験したいが、どのような異動があるか不明
C 【都道府県】	平成22年7月に1名(政策局総合政策部政策法務課(当時政策局政策調整部政策法務課))、8月に1名(教育局支援教育部学校支援課(当時支援部教育企画課)) 特定任期付職員を採用 任期:3年 【要件】 年齢制限なし 法律に関する高度な専門知識を有するとともに、法曹有資格者として訴訟活動に関する実務経験が2年以上あること 司法修習生の修習を終えていること	特定任期付職員 主幹級 (給与)別紙3-2表2 の3号給を提示して 募集	未定	平成12年 司法試験合格 平成13年 司法修習生 平成14年10月 弁護士登録 平成22年8月～ 特定任期付職員【学校支援課】(弁護士登録後8年目) ※弁護士登録なし	【政策法務課】 (1)政策の法的妥当性、法令への適合性検証 (2)条例案や法案への提言案の検討に係る法制上の助言・指導 (3)訴訟案件等への対応 (4)職員の育成 【学校支援課】 (1)学校現場で発生する諸問題に対する法的観点からの指導・助言 (2)事例の整理・分析及び学校現場での課題解決、未然防止のための普及啓発 (3)職員が対応する訴訟案件等の指定代理人 (4)訴状の確認、訴訟資料の確認・整理、準備書面等の作成・支援	任期終了後は弁護士として活動することを考えている

意見交換会におけるヒアリングの結果

<p>D 【市】</p>	<p>平成23年4月 特定任期付職員1名を採 用任期:2年 【要件】 ①1年以上の弁護士実務 経験を有すること ②児童虐待に関する法律 の高度な専門知識を有す ること ③児童虐待に関する相 談・支援業務に関わった 経験を有すること</p>	<p>子ども総合相談セン ター課長(子ども緊急 支援担当) (給与)別紙3-2表3 の4号給</p>	<p>未定</p>	<p>平成2年 裁判所事務官 平成6年 裁判所書記官 平成19年 (旧)司法試験合 格 平成20年4月 司法修習生 平成21年9月 弁護士登録 (子どもの権利委員会所属) 平成23年4月～ 特定任期付 職員(弁護士登録後2年目)</p>	<p>(1)対応困難保護者との面接同 席 (2)一時保護立会 (3)法律相談 (4)各種会議への出席 (5)家事審判申立等書面の原案 作成 (6)家裁審問期日等同席 (7)センター職員・里親等研修講 師 (8)法律の基礎知識のデータ配 信</p>	<p>任期終了後は弁護士 士として活動すること を考えているが、 任期付職員としての 経験を活かすことの できる分野を模索</p>
<p>E 【都道府県】 (総務局総務部 に限る)</p>	<p>平成16年度から特定任 期付職員の採用開始 平成16年度1名、平成19 年度2名、平成21年度1 名、平成24年度2名(現在 2名在職) 任期:2年 【要件】 59歳未満、司法修習終 了、訴訟に関する実務経 験3年以上 ※労働委員会でも平成21 年から採用開始。現在2 名在職。 ○ 昭和30年代から司法 修習のため、一旦退職し た職員を法務職として特 別選考で採用しており、 現在4名が在職中。</p>	<p>①任期付以外の職員 政策法務担当課長 ②特定任期付職員 法務担当課長</p>	<p>特定任期付職員の採用 は、当面継続予定</p>	<p>① 平成3年 司法試験合格 平成6年 検事任官 平成11年 弁護士登録 平成16年 特定任期付職員 平成21年 E自治体職員(政 策法務担当課長)※弁護士 登録なし ② 平成10年 司法試験合格 平成11年 司法修習 平成12年10月 弁護士登録 平成21年10月 特定任期付 職員(法務担当課長)(弁護士 登録後10年目)※弁護士登 録あり 平成23年9月 退職、法律事 務所へ移籍</p>	<p>【法務課】 (1)訟務(行政・民事) (2)行政不服審査 (3)その他(例:震災事務) 【文書課】 (1)法律の解釈に関すること (2)政策課題についての法律的 意見に関すること (3)係争及び係争のおそれのあ る事件についての法律的意見 に関すること (4)損害賠償及び和解に関する 地方自治法第180条の規定に 基づく専決処分に関すること</p>	<p>②任期終了後、弁護 士として活動しなが ら、自治体主催の汚 職等非行防止研修 等の講師、弁護士会 の自治体等法務研 究部での活動等を 行っている</p>
<p>F 【市】</p>	<p>平成21年5月に1名、平成 23年4月に1名 特定任期 付職員採用</p>	<p>特定任期付職員 総務部兼市民部副参 事 (給与)別紙3-2表5 の3号給</p>	<p>未定</p>	<p>平成19年 司法修習生 平成20年12月 弁護士登録 (X法律事務所) 平成23年4月 特定任期付職 員(弁護士登録後3年目)</p>	<p>(1)日常の業務相談 (2)訴訟の指定代理人 (3)債権回収 (4)職員、一般市民向けの研修</p>	<p>別の自治体でも任 期付公務員として勤 務できる機会があれ ばと考えている</p>

各自治体における特定任期付職員条例に定める号給及び給料月額

【A自治体】(表1)

号給	給料月額
1	378,200円
2	426,100円
3	477,000円
4	543,900円
5	619,800円
6	705,600円
7	793,000円

【C自治体】(表2)

号給	給料月額 (平成22年当時)
1	376,000円
2	425,000円
3	478,000円
4	544,000円
5	621,000円
6	726,000円
7	850,000円

【D自治体】(表3)

号給	給料月額
1	375,000円
2	424,000円
3	477,000円
4	541,000円
5	617,000円
6	721,000円
7	844,000円

【E自治体】(表4)

号給	給料月額
1	378,200円
2	426,100円
3	477,000円
4	543,900円
5	619,800円
6	705,600円
7	793,000円

【F自治体】(表5)

号給	給料月額
1	375,000円
2	424,000円
3	477,000円
4	543,000円
5	620,000円
6	724,000円
7	848,000円